		1			令和6年2月28日現在
NO.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
1	関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島3丁目 6番16号	令和5年4月28日から令和5年5月27日まで (全国)		令和5年3月30日付けにて公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと公表があったため、当省の請負契約等の相手方として不適当であると認められるため。
2	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4—33	令和5年4月28日から令和5年6月27日まで (全国)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、令和5年3月30日付けにて排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、請負契約等の相手方として不適当であると認められるため。
3	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番 地			公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、令和5年3月30日付けにて課徴金納付命令を受けたことは、請負契約等の相手方として不適当であると認められるため。
4	中部電力ミライズ株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地			公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、令和5年3月30日付けにて排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、請負契約等の相手方として不適当であると認められるため。
5	九州電力株式会社	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	令和5年4月28日から令和5年5月27日まで (全国)		公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、令和5年3月30日付けにて排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、請負契約等の相手方として不適当であると認められるため。
6	九電みらいエナジー株式会社	福岡県福岡市中央区薬院3-2 -23 KMGビル8階			公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、令和5年3月30日付けにて排除措置命令を受けたことは、請負契約等の相手方として不適当であると認められるため。
7	東日本緑化工業株式会社	福島県双葉郡大熊町大字熊字熊 町3	令和5年8月7日から令和5年12月6日まで (福島地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第10号 (公契約関係競売入札妨害)	東日本緑化工業(株)の元代表取締役は、代表取締役だった令和4年6月1日、福島県発注の複数の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から入手した設計金額を他社に教えて一部を落札させ、入札の公正を害したとして、令和5年6月6日、公契約関係競売入札妨害の疑いで福島県警に逮捕された。このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第10号に該当する。
8	株式会社京成建設	京都府京都市西京区大原野上里 鳥見町18の2	令和5年9月20日から令和5年10月19日まで (京都御苑管理事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	環境省自然環境局京都御苑管理事務所が発注した「令和5年度京都御苑桂宮 邸跡土塀等改修工事」について、令和5年8月28日に入札を執行したところ、調 査基準価格を下回る応札であったため、低入札価格調査を経て、同年9月8日に 落札者決定の通知を発出した。同日、契約締結の辞退に至ったため。
9	西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1-11-1	令和5年9月25日から令和6年1月24日まで (東北地方環境事務所管内、福島地方環境事務所管内) 令和5年10月16日から令和6年2月15日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	西武建設株式会社は、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得られた経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いた。これらのことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、建設業許可部局である関東地方整備局長から営業停止処分を受けた。

	1	T		T	一
NO.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
10	株式会社浜屋組	栃木県矢板市本町12-6	令和5年10月10日から令和5年10月23日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第8号 (安全管理措置の不適切により生じ た工事関係者事故)	株式会社浜屋組は、令和5年1月7日、国立大学法人宇都宮大学が発注した「宇都宮大学(下籠谷) 牛舎・管理棟新営その他工事」において、労働者にアスベスト除去作業を行わせるに当たり、内燃機関を有する発電機の安全管理の措置を講じなかったことから、作業員2名が一酸化炭素中毒となり、病院へ緊急搬送されることとなった。このことにより、労働基準監督署から是正勧告を受けたことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当すると認められるため。
11	鹿島·東急特定建設工事共同企業体	_	令和5年10月31日から令和5年12月11日まで (福島地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反)	福島地方環境事務所が発注し、鹿島・東急特定建設工事共同企業体が受注した「令和4年度大熊町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事(その6)において、当該工事により発生した解体廃棄物の一部が1次下請人作業員等により、指定の仮置場に運搬されず、不正に持ち出され換金されていたことについて、窃盗罪の疑いがあるとして、令和5年10月27日、作業員等4名が書類送致された。設計図書に従い法令を遵守して契約が履行されなかったことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号に該当する。
	鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂1丁目3番1号			
	東急建設株式会社	東京都渋谷区渋谷1丁目16番14号			
	有限会社青田興業	福島県双葉郡大熊町熊字滑津532			
12	株式会社兵藤工務店	群馬県渋川市中郷442番地	令和5年11月27日から令和5年12月26日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社兵藤工務店は、令和4年11月15日、同社加工場において、無資格の 従業員がフォークリフトを運転して木材の積荷の荷下ろしを行った際、積荷が落 下し、労働者が積荷の下敷きになり死亡する事故を発生させた。この件につい て、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反により前橋簡易裁判所から略 式命令を受け、罰金刑が確定した。
13	株式会社柳沢建設	秋田県鹿角市十和田大湯字川原 ノ湯15-10	令和5年12月13日から令和6年1月23日まで (東北地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反行為)	株式会社柳沢建設は、秋田県鹿角市発注の「統合校舎(花輪第二中学校)大規模改造工事(機械設備工事)」において、虚偽の施工体制台帳等を作成し、その写しを発注者に提出したことにより、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年10月30日、建設業許可部局である秋田県知事から営業停止処分(7日間)を受けた。このことが「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表第2第13号に該当するため、当該業者に対し指名停止を行うもの。
14	日本工営株式会社	東京都千代田区麹町5-4	令和5年12月15日から令和6年1月14日まで (九州地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第3号 (過失による粗雑工事)	日本工営株式会社は、北九州国道事務所より受注した「令和4年度北九州国道管内渋滞対策検討業務」において、取得データに基づく正しい計算値を使用せず、交差点に渋滞状況が発生していない結果となるよう意図的に計算値を操作した成果品を作成したにもかかわらず、過失によりその誤りを修正することなく、成果品を納品した。これは、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表1第3号(過失による粗雑工事)に該当する。
15	株式会社プロルート丸光	大阪府大阪市中央区北久宝寺町 2-1-3	令和5年12月25日から令和6年1月24日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第14号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社プロルート丸光の元代表取締役は、代表取締役だった令和3年6月、当時ジャスダック上場だった同社の同年3月期連結決算で、架空の売り上げを計上し、虚偽の連結損失計算書を記載した有価証券報告書を近畿財務局に提出したとして、令和5年10月12日、金融商品取引法違反容疑で東京地検特捜部に逮捕された。 このことが、物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領別表2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。

	I	1		1	一大型型
NO.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
16	株式会社小野組	新潟県胎内市西栄町2-23	令和6年1月9日から令和6年3月8日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第8号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社小野組の元常務取締役は、新潟県新発田地域振興局が発注した「平木田柳原地区取水工第1次工事」の競争入札をめぐり、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害の疑いで新潟県警に逮捕された。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表2第8号ア(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当すると認められるため。
17	株式会社久米設計	東京都江東区潮見2丁目1番22号	令和6年1月29日から令和6年3月28日まで (九州地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第8号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社久米設計の九州支社長が、宮崎県串間市が発注した市消防庁舎新築工事における設計業務の入札をめぐり、公契約関係競売入札妨害の容疑で、令和5年11月16日、宮崎県警に逮捕されたため。
18	株式会社星山商店	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘9-5 -76	令和6年2月2日から令和6年3月1日まで (九州地方環境事務所管内)	別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社星山商店が、九州地方整備局が公告した「立野ダム濁水処理設備売払」の入札において、令和5年12月15日に開札をし、落札者と決定されたにもかかわらず、令和5年12月22日に契約を辞退したことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
19	古郡建設株式会社	埼玉県深谷市稲荷町2-10-6	令和6年2月19日から令和6年3月18日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	古郡建設株式会社の使用人は、深谷市発注の皿沼浄水場更新工事で発生した事故において、熊谷労働基準監督署長に虚偽の報告をしたとして、令和5年11月13日、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。
20	株式会社阿部工務店	宮城県亘理郡亘理町荒浜字水神 62	令和6年2月28日から令和6年7月27日まで (東北地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反行為)	株式会社阿部工務店は、少なくとも過去5年間において、負債額等の数値を偽った決算書を作成し、その数値を用いて経営事項審査の申請を行った。当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果通知書を用いて、宮城県の入札参加資格を得たことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年12月22日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。また、同法第11条第2項に規定する書類に、事実と異なる負債額等虚偽の内容を記載し提出したことが、同条に違反し第28条第1項に該当するとして、同日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分(指示処分)を受けた。このことが「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表第2第13号に該当するため、当該業者に対し指名停止を行うもの。